

令和3年度水質検査計画



南富良野町はイトウが生息できる環境を保全しています

南富良野町建設課上下水道係

【水質検査計画とは】

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全・安心であることを保証するために不可欠なものです。

水質検査計画は、計画的かつ効率的に実施するため、検査項目、方法、頻度、採水地点を定めたもので毎事業年度の開始前に策定し公表しています。

【水質検査計画の内容】

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項
4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由
5. 臨時の水質検査に関する事項
6. 水質検査の方法及び委託内容
7. 試料の採取及び運搬方法
8. 委託した検査の実施状況の確認方法
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携

1. 基本方針

水源の表流水及びかなやま湖水の特徴及び水質管理において留意すべき事項を踏まえ、各施設の水質検査計画を策定し、この計画に基づき水質検査を実施します。

(1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を浄水場などの系統を代表する給水栓（蛇口の水）及び原水（浄水場で処理する前の水）で行います。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務づけられている毎日検査・水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

(3) 検査頻度

水道法及び本町の過去の検査結果などに基づいて、別添水質検査項目一覧表のとおりとします。

浄水では、水道法に基づき、色、濁り、残留塩素の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号イ）については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH、味、臭気、色度及び濁度（水道法施行規則第15条第1項第3号イ）の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別添一覧表に掲げる検査頻度により行います。

2. 水道事業の概要

町の簡易水道施設は北落合・落合・幾寅・金山下金山統合・東鹿越・かなやま湖畔の6箇所があります。

個別の内容については、「別表1」のとおりです。

3. 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

(1) 原水水質の状況（河川水）

過去のデータなどから各地区における原水水質の汚染要因及び水質管理上注意すべき水質検査項目を下表に示します。

	原水の汚染要因	水質管理上注意すべき水質項目
北落合地区	降雨及び融雪における濁度等 窒素肥料	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 濁度・色度・PH
落合地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
幾寅地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
金山・下金山地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
東鹿越地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
かなやま湖畔森林公園等地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH

南富良野町の水道は、水質的に恵まれた水源を持ち、良好な河川水を取水し、適切な浄水処理を行い、水質基準を十分満足した安全で良質な水道水を供給しています。

(2) 水道水の水質状況

水道水の水質状況につきましては、水道法に基づき毎日検査・定期検査などを行って水道水の安全性を確認しております。また、各簡易水道施設ごとの水道水の水質状況及び管理上留意する事項は次のとおりです。

- ①北落合地区簡易水道：水質基準値内ではありますが、塩素酸が夏期にわずかに検出されることより、貯蔵中の次亜塩素酸ナトリウムについて注意することと、浄水濁度にも注意しながら浄水処理を行います。
- ②落合地区簡易水道：水質基準値内であり、通年をとおして検査結果が良好で安定していますが、今後も浄水濁度等に注意をしながら浄水処理を行います。
- ③幾寅地区簡易水道：水質基準値内ではありますが、浄水処理の過程でアルミニウム系凝集剤(PAC)の使用によりアルミニウム及びその化合物の検査に影響することがないように注意することと、浄水濁度にも注意しながら浄水処理を行います。
- ④金山・下金山地区簡易水道：水質基準値内ではありますが、降雨や融雪後に水源において有機物・アルミニウム・鉄等が検出されることがあるので、浄水処理に注意すること。また、塩素酸が夏期にわずかに検出されることより、貯蔵中の次亜塩素酸ナトリウムについて注意して管理を行います。
- ⑤東鹿越地区飲料水供給施設簡易水道：水質基準値内ではありますが、鉄の値が少し高いことより浄水濁度にも注意しながら浄水処理に注意すること。また、塩素酸が夏期に高めに検出されることより、貯蔵中の次亜塩素酸ナトリウムについても注意して管理を行います。
- ⑥かなやま湖畔森林公園等地区簡易水道：水質基準値内ではありますが、降雨や融雪後において色度・アルミニウム等が検出されることがあるので、浄水濁度にも注意しながら浄水処理を行います。

上記の各簡易水道施設における水道水の水質については従来と同じく問題はありませんが、今後も町民の皆様へ安全で安心な水道水をご使用頂けるように努めます。

4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、別添一覧表及び別図に記載。

5. 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、以下のような事態が発生して水道水が水質基準に適合しない恐

れがある場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消火器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

検査項目については、次のとおりです。

① 必ず実施する項目

9項目を基本

【一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）、PH、味、臭気、色度、濁度】

② その他の項目

状況に応じて検査項目を選定し検査を行います。

6. 水質検査の方法及び委託内容

- (1) 検査方法については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に基づいて検査を行うものとする。
- (2) 1日1回行う検査は、建設課上下水道係職員にて行います。
- (3) 定期検査については、水道法第20条の4に基づく厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関の中から南富良野町登録水質検査機関における選定条件により選定し、委託をして実施します。

7. 試料の採取及び運搬方法

- (1) 試料の採取については、南富良野町建設課上下水道係の職員が行いますが、受託者に採水を依頼する場合があるので、採水時には受託者の法令で定められた検査員が採水を行うこととする。
- (2) 運搬方法については、採水終了後に試料をクーラーボックスに入れ保冷し、破損防止の措置を施して受託者が社用車で検査施設まで運搬し搬入する。

8. 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる試料等を求めて、適正に検査が実施されているかの確認を行います。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 水質計画

毎事業年度の開始前に作成し、南富良野町建設課上下水道係で閲覧できるほか、南富良野町ホームページに掲載します。

(2) 検査結果

南富良野町建設課上下水道係で閲覧及び南富良野町ホームページに掲載します。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

水道水の安全性、安定性を確保し、町民に信頼される水道水を供給するためには、水質検査における精度と信頼性の保証はきわめて重要です。そのため、水質検査を委託した登録検査機関に対して、水質検査の精度管理に関する実施内容及び、信頼性保証の審査を実施して、水質検査精度の向上と信頼性保証に努めます。

11. 関係者との連携

水質事故発生の場合には、素早く適切な措置が講じられるよう速やかに、北海道富良野保健所・北海道環境生活課環境局環境推進課、市町村等の関係各機関及び水質検査委託機関と連携し、情報交換を図りながら対策を講じます。

「別表1」

令和3年度南富良野町水質検査計画施設の概要

令和3年3月末現在

施設名称	北落合浄水場	落合浄水場	幾寅浄水場	金山・下金山浄水場	下金山浄水場	東鹿越浄水場	キャンプ場浄水場
対象地区	北落合	落合	幾寅	金山・下金山	下金山	東鹿越	かなやま湖畔森林公園
行政区域内人口 A	99	145	1,714	387		5	7
給水区域内人口 B	97	127	1,639	381		5	7
給水人口 C	94	127	1,638	364		5	7
未給水人口 (給水区域内) D	3	0	1	17		0	0
給水率% E (C/B)	96.9%	100.0%	99.9%	95.5%	予備施設	100%	100%
年間取水量 m ³ F	12,110	23,529	229,758	53,131		6,997	10,693
総配水量(浄水量) m ³ G	11,009	21,390	208,871	48,301		6,361	9,721
有収水量 m ³ I	9,640	8,911	177,950	37,706		1,189	8,608
有収率 % N (I/G)	87.6%	41.7%	85.2%	78.1%		18.7%	88.6%
水源の名称	石狩川水系エホ アカンベツ川支流 一の沢	石狩川水系ル オマンツラップチ川支 流内の沢川	石狩川水系空 知川支流内藤 の沢川	石狩川水系空 知川支流加の沢川	石狩川水系空 知川支流下金 山の沢川	石狩川水系空 知川支流中の沢川 (左岸)	石狩川水系空知川支流 鹿の沢川(左岸)
種別	表流水	表流水	表流水	表流水	表流水	表流水	表流水
取水量(水利権)	55m ³ /日	270m ³ /日	770m ³ /日	313m ³ /日	164m ³ /日	48m ³ /日	132m ³ /日
水源の名称	石狩川水系空知 川支流幾寅川		石狩川水系空 知川支流内藤 の沢川				石狩川水系空知川(かな やま湖水)
種別	表流水		表流水				湖水
取水量(水利権)	163m ³ /日		286m ³ /日				144m ³ /日
浄水処理方式	緩速ろ過方式	膜ろ過方式	前処理装置付 緩速ろ過方式	前処理装置付緩速ろ 過方式	緩速ろ過方式	緩速ろ過方式	前処理装置付緩速ろ過方 式
使用している薬品	滅菌消毒 水道用次亜塩素 酸ナトリウム	凝集剤 ポリ塩化アルミニウ ム(PAC) 滅菌消毒 水道用次亜塩 素酸ナトリウム	凝集剤 ポリ塩化アルミニウ ム(PAC) 滅菌消毒 水道用次亜塩 素酸ナトリウム	凝集剤 ポリ塩化アルミニウム(PA C) 滅菌消毒 水道用次亜塩素酸ナトリ ウム	滅菌消毒 水道用次亜塩 素酸ナトリウム	滅菌消毒 水道用次亜塩素 酸ナトリウム	凝集剤 ポリ塩化アルミニウム(PAC) 滅菌消毒 水道用次亜塩素酸ナトリウ ム

令和3年度 南富良野町簡易水道(北落合地区)水質検査予定月(浄水)

項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003												
4 水銀及びその化合物	0.0005												
5 セレン及びその化合物	0.01												
6 鉛及びその化合物	0.01												
7 ヒ素及びその化合物	0.01												
8 六価クロム化合物	0.02		○			○			○			○	
9 亜硝酸態窒素	0.04												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		○			○			○			○	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		○			○			○			○	
12 フッ素及びその化合物	0.8												
13 ホウ素及びその化合物	1												
14 四塩化炭素	0.002												
15 1,4-ジオキサン	0.05												
16 シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04												
17 ジクロロメタン	0.02												
18 テトラクロロエチレン	0.01												
19 トリクロロエチレン	0.01												
20 ベンゼン	0.01												
21 塩素酸	0.6		○			○			○			○	
22 クロロ酢酸	0.02		○			○			○			○	
23 クロロホルム	0.06		○			○			○			○	
24 ジクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
25 ジブロモクロロメタン	0.1		○			○			○			○	
26 臭素酸	0.01		○			○			○			○	
27 総トリハロメタン	0.1		○			○			○			○	
28 トリクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
29 ブロモジクロロメタン	0.03		○			○			○			○	
30 ブロモホルム	0.09		○			○			○			○	
31 ホルムアルデヒド	0.08		○			○			○			○	
32 亜鉛及びその化合物	1												
33 アルミニウム及びその化合物	0.2												
34 鉄及びその化合物	0.3												
35 銅及びその化合物	1												
36 ナトリウム及びその化合物	200												
37 マンガン及びその化合物	0.05												
38 塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300												
40 蒸発残留物	500					○							
41 陰イオン界面活性剤	0.2												
42 ジェオスミン	0.00001					○							
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001					○							
44 非イオン界面活性剤	0.02												
45 フェノール類	0.005												
46 有機物(TOC)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目数		9	23	9	9	26	9	9	23	9	9	23	9

令和3年度 南富良野町簡易水道(落合地区)水質検査予定月(浄水)

項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003												
4 水銀及びその化合物	0.0005												
5 セレン及びその化合物	0.01												
6 鉛及びその化合物	0.01												
7 ヒ素及びその化合物	0.01												
8 六価クロム化合物	0.02		○			○			○			○	
9 亜硝酸態窒素	0.04												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		○			○			○			○	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10												
12 フッ素及びその化合物	0.8												
13 ホウ素及びその化合物	1												
14 四塩化炭素	0.002												
15 1,4-ジオキサン	0.05												
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04												
17 ジクロロメタン	0.02												
18 テトラクロロエチレン	0.01												
19 トリクロロエチレン	0.01												
20 ベンゼン	0.01												
21 塩素酸	0.6		○			○			○			○	
22 クロロ酢酸	0.02		○			○			○			○	
23 クロロホルム	0.06		○			○			○			○	
24 ジクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
25 ジブロモクロロメタン	0.1		○			○			○			○	
26 臭素酸	0.01		○			○			○			○	
27 総トリハロメタン	0.1		○			○			○			○	
28 トリクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
29 ブロモジクロロメタン	0.03		○			○			○			○	
30 ブロモホルム	0.09		○			○			○			○	
31 ホルムアルデヒド	0.08		○			○			○			○	
32 亜鉛及びその化合物	1												
33 アルミニウム及びその化合物	0.2												
34 鉄及びその化合物	0.3												
35 銅及びその化合物	1												
36 ナトリウム及びその化合物	200												
37 マンガン及びその化合物	0.05												
38 塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300												
40 蒸発残留物	500												
41 陰イオン界面活性剤	0.2												
42 ジェオスミン	0.00001					○							
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001					○							
44 非イオン界面活性剤	0.02												
45 フェノール類	0.005												
46 有機物(TOC)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目数		9	22	9	9	24	9	9	22	9	9	22	9

令和3年度 南富良野町簡易水道(幾寅地区)水質検査予定月(浄水)

項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003												
4 水銀及びその化合物	0.0005												
5 セレン及びその化合物	0.01												
6 鉛及びその化合物	0.01												
7 ヒ素及びその化合物	0.01												
8 六価クロム化合物	0.02		○			○			○			○	
9 亜硝酸態窒素	0.04												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		○			○			○			○	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10												
12 フッ素及びその化合物	0.8												
13 ホウ素及びその化合物	1												
14 四塩化炭素	0.002												
15 1,4-ジオキサン	0.05												
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04												
17 ジクロロメタン	0.02												
18 テトラクロロエチレン	0.01												
19 トリクロロエチレン	0.01												
20 ベンゼン	0.01												
21 塩素酸	0.6		○			○			○			○	
22 クロロ酢酸	0.02		○			○			○			○	
23 クロロホルム	0.06		○			○			○			○	
24 ジクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
25 ジプロモクロロメタン	0.1		○			○			○			○	
26 臭素酸	0.01		○			○			○			○	
27 総トリハロメタン	0.1		○			○			○			○	
28 トリクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
29 ブロモジクロロメタン	0.03		○			○			○			○	
30 ブロモホルム	0.09		○			○			○			○	
31 ホルムアルデヒド	0.08		○			○			○			○	
32 亜鉛及びその化合物	1												
33 アルミニウム及びその化合物	0.2		○			○			○			○	
34 鉄及びその化合物	0.3												
35 銅及びその化合物	1												
36 ナトリウム及びその化合物	200												
37 マンガン及びその化合物	0.05												
38 塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300												
40 蒸発残留物	500												
41 陰イオン界面活性剤	0.2												
42 ジェオスミン	0.00001					○							
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001					○							
44 非イオン界面活性剤	0.02												
45 フェノール類	0.005												
46 有機物(TOC)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目数		9	23	9	9	25	9	9	23	9	9	23	9

令和3年度 南富良野町簡易水道(金山・下金山地区)水質検査予定月(浄水)

項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003												
4 水銀及びその化合物	0.0005												
5 セレン及びその化合物	0.01												
6 鉛及びその化合物	0.01												
7 ヒ素及びその化合物	0.01												
8 六価クロム化合物	0.02		○			○			○			○	
9 亜硝酸態窒素	0.04												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		○			○			○			○	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10												
12 フッ素及びその化合物	0.8												
13 ホウ素及びその化合物	1												
14 四塩化炭素	0.002												
15 1,4-ジオキサン	0.05												
16 シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04												
17 ジクロロメタン	0.02												
18 テトラクロロエチレン	0.01												
19 トリクロロエチレン	0.01												
20 ベンゼン	0.01												
21 塩素酸	0.6		○			○			○			○	
22 クロロ酢酸	0.02		○			○			○			○	
23 クロロホルム	0.06		○			○			○			○	
24 ジクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
25 ジブロモクロロメタン	0.1		○			○			○			○	
26 臭素酸	0.01		○			○			○			○	
27 総トリハロメタン	0.1		○			○			○			○	
28 トリクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
29 ブロモジクロロメタン	0.03		○			○			○			○	
30 ブロモホルム	0.09		○			○			○			○	
31 ホルムアルデヒド	0.08		○			○			○			○	
32 亜鉛及びその化合物	1												
33 アルミニウム及びその化合物	0.2												
34 鉄及びその化合物	0.3												
35 銅及びその化合物	1												
36 ナトリウム及びその化合物	200												
37 マンガン及びその化合物	0.05												
38 塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300												
40 蒸発残留物	500					○							
41 陰イオン界面活性剤	0.2												
42 ジェオスミン	0.00001					○							
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001					○							
44 非イオン界面活性剤	0.02												
45 フェノール類	0.005												
46 有機物(TOC)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目数		9	22	9	9	25	9	9	22	9	9	22	9

令和3年度 南富良野町簡易水道(下金山地区)水質検査予定月(浄水)

項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003												
4 水銀及びその化合物	0.0005												
5 セレン及びその化合物	0.01												
6 鉛及びその化合物	0.01												
7 ヒ素及びその化合物	0.01												
8 六価クロム化合物	0.02		○			○			○			○	
9 亜硝酸態窒素	0.04												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		○			○			○			○	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10												
12 フッ素及びその化合物	0.8												
13 ホウ素及びその化合物	1												
14 四塩化炭素	0.002												
15 1,4-ジオキサン	0.05												
16 シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04												
17 ジクロロメタン	0.02												
18 テトラクロロエチレン	0.01												
19 トリクロロエチレン	0.01												
20 ベンゼン	0.01												
21 塩素酸	0.6		○			○			○			○	
22 クロロ酢酸	0.02		○			○			○			○	
23 クロロホルム	0.06		○			○			○			○	
24 ジクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
25 ジブロモクロロメタン	0.1		○			○			○			○	
26 臭素酸	0.01		○			○			○			○	
27 総トリハロメタン	0.1		○			○			○			○	
28 トリクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
29 プロモジクロロメタン	0.03		○			○			○			○	
30 プロモホルム	0.09		○			○			○			○	
31 ホルムアルデヒド	0.08		○			○			○			○	
32 亜鉛及びその化合物	1												
33 アルミニウム及びその化合物	0.2					○							
34 鉄及びその化合物	0.3												
35 銅及びその化合物	1												
36 ナトリウム及びその化合物	200												
37 マンガン及びその化合物	0.05												
38 塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300												
40 蒸発残留物	500					○							
41 陰イオン界面活性剤	0.2												
42 ジェオスミン	0.0001					○							
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001					○							
44 非イオン界面活性剤	0.02												
45 フェノール類	0.005												
46 有機物(TOC)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目数		9	22	9	9	26	9	9	22	9	9	22	9

令和3年度 南富良野町簡易水道(東鹿越地区)水質検査予定月(浄水)

項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003												
4 水銀及びその化合物	0.0005												
5 セレン及びその化合物	0.01												
6 鉛及びその化合物	0.01												
7 ヒ素及びその化合物	0.01												
8 六価クロム化合物	0.02		○			○			○			○	
9 亜硝酸態窒素	0.04												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		○			○			○			○	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10												
12 フッ素及びその化合物	0.8												
13 ホウ素及びその化合物	1												
14 四塩化炭素	0.002												
15 1,4-ジオキサン	0.05												
16 シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04												
17 ジクロロメタン	0.02												
18 テトラクロロエチレン	0.01												
19 トリクロロエチレン	0.01												
20 ベンゼン	0.01												
21 塩素酸	0.6		○			○			○			○	
22 クロロ酢酸	0.02		○			○			○			○	
23 クロロホルム	0.06		○			○			○			○	
24 ジクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
25 ジブロモクロロメタン	0.1		○			○			○			○	
26 臭素酸	0.01		○			○			○			○	
27 総トリハロメタン	0.1		○			○			○			○	
28 トリクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
29 ブロモジクロロメタン	0.03		○			○			○			○	
30 ブロモホルム	0.09		○			○			○			○	
31 ホルムアルデヒド	0.08		○			○			○			○	
32 亜鉛及びその化合物	1												
33 アルミニウム及びその化合物	0.2												
34 鉄及びその化合物	0.3		○			○			○			○	
35 銅及びその化合物	1												
36 ナトリウム及びその化合物	200												
37 マンガン及びその化合物	0.05												
38 塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300												
40 蒸発残留物	500					○							
41 陰イオン界面活性剤	0.2												
42 ジェオスミン	0.00001					○							
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001					○							
44 非イオン界面活性剤	0.02												
45 フェノール類	0.005												
46 有機物(TOC)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目数		9	23	9	9	26	9	9	23	9	9	23	9

令和3年度 南富良野町簡易水道(かなやま湖畔森林公園地区)水質検査予定月(浄水)

項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003												
4 水銀及びその化合物	0.0005												
5 セレン及びその化合物	0.01												
6 鉛及びその化合物	0.01												
7 ヒ素及びその化合物	0.01												
8 六価クロム化合物	0.02		○			○			○			○	
9 亜硝酸態窒素	0.04												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		○			○			○			○	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10												
12 フッ素及びその化合物	0.8												
13 ホウ素及びその化合物	1												
14 四塩化炭素	0.002												
15 1,4-ジオキサン	0.05												
16 シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04												
17 ジクロロメタン	0.02												
18 テトラクロロエチレン	0.01												
19 トリクロロエチレン	0.01												
20 ベンゼン	0.01												
21 塩素酸	0.6		○			○			○			○	
22 クロロ酢酸	0.02		○			○			○			○	
23 クロロホルム	0.06		○			○			○			○	
24 ジクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
25 ジブロモクロロメタン	0.1		○			○			○			○	
26 臭素酸	0.01		○			○			○			○	
27 総トリハロメタン	0.1		○			○			○			○	
28 トリクロロ酢酸	0.03		○			○			○			○	
29 プロモジクロロメタン	0.03		○			○			○			○	
30 プロモホルム	0.09		○			○			○			○	
31 ホルムアルデヒド	0.08		○			○			○			○	
32 亜鉛及びその化合物	1												
33 アルミニウム及びその化合物	0.2												
34 鉄及びその化合物	0.3												
35 銅及びその化合物	1												
36 ナトリウム及びその化合物	200												
37 マンガン及びその化合物	0.05												
38 塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300					○							
40 蒸発残留物	500					○							
41 陰イオン界面活性剤	0.2												
42 ジェオスミン	0.00001					○							
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001					○							
44 非イオン界面活性剤	0.02												
45 フェノール類	0.005												
46 有機物(TOC)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目数		9	22	9	9	26	9	9	22	9	9	22	9

令和3年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(落合地区)

項目名	基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	原則		1/5 超過	1/10超過 1/5以下	1/10 以下	検査頻度	年間検査回数	設定理由
					1/5 1年1回頻度可	1/10 3年1回頻度可						
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	—	<0.0003	—	0.0006	0.0003	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	—	<0.00005	—	0.0001	0.00005	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	—	<0.005	<0.002	0.004	0.002	—	—	3ヶ月1回	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日より法令改正)	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	—	<0.004	—	0.008	0.004	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	—	0.32	—	2	1	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	—	<0.05	—	0.16	0.08	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	—	<0.02	—	0.2	0.1	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	—	<0.0002	—	0.0004	0.0002	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1,4-ジオキササン	0.05mg/l以下	—	<0.0005	—	0.01	0.005	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	—	<0.001	—	0.008	0.004	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	—	<0.001	—	0.004	0.002	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	<0.0005	—	0.002	0.001	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	<0.0005	—	0.002	0.001	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
21 塩素酸	0.6mg/l以下	0.06	<0.06	<0.06	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	<0.001	0.002	0.001	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
25 ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	0.003	0.001	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	<0.001	0.001	<0.001	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
30 プロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	—	<0.002	—	0.2	0.1	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	—	0.02	—	0.04	0.02	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	—	<0.01	—	0.06	0.03	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
35 銅及びその化合物	1mg/l以下	—	0.002	—	0.2	0.1	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	—	3.8	—	40	20	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	—	<0.001	—	0.01	0.005	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
38 塩化物イオン	200mg/l以下	5.4	5.3	5.3	—	—	—	—	概ね月1回	12	法令通り毎月検査	
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	—	8.9	—	60	30	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
40 蒸発残留物	500mg/l以下	—	26	—	100	50	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	—	<0.02	—	0.04	0.02	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	—	○	—	年1回	1	性状確認のため年1回
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	—	○	—	年1回	1	性状確認のため年1回
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	—	<0.002	—	0.004	0.002	—	○	—	3ヶ月1回以上	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
45 フェノール類	0.005mg/l以下	—	<0.0005	—	0.001	0.0005	—	○	—	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
46 有機物(TOC)	3mg/l以下	0.4	0.4	0.3	—	—	—	—	概ね月1回	12	法令通り毎月検査	
47 pH値	5.8~8.6	6.8~7.0	6.8~7.1	6.7~7.1	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
50 色度	5度以下	<1	<1	<1	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査

注1 過去の成績については、令和3年2月までの成績です。

注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。

注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和3年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(幾寅地区)

項目名	基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	1/5	1/10	原則 検査頻度	1/5	1/10超過	1/10	検査頻度	年間検査回数	設定理由
					1年1回頻度可	3年1回頻度可		超過	1/5以下	以下			
1 一般細菌	100個/ml以下	0	1	0	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—		—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	—	<0.0003	—	0.0006	0.0003		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	—	<0.00005	—	0.0001	0.00005		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	—	<0.005	<0.002	0.004	0.002		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日より法令改正)
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	—	<0.004	—	0.008	0.004		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	—	0.28	—	2	1		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	—	<0.05	—	0.16	0.08		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	—	<0.02	—	0.2	0.1		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	—	<0.0002	—	0.0004	0.0002		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	—	<0.0005	—	0.01	0.005		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	—	<0.001	—	0.008	0.004		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	—	<0.001	—	0.004	0.002		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	<0.0005	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	<0.0005	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
21 塩素酸	0.6mg/l以下	0.08	0.08	0.08	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.005	0.011	0.009	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.007	0.007	0.006	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
25 ジブromokロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.006	0.013	0.01	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.006	0.009	0.007	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001	0.002	0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	—	0.003	—	0.2	0.1		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.10	0.09	0.13	0.04	0.02		—	○	—	3ヶ月1回	4	1/5超過のため年4回
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	—	0.01	—	0.06	0.03	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
35 銅及びその化合物	1mg/l以下	—	0.003	—	0.2	0.1	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	—	3.9	—	40	20	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	—	<0.001	—	0.01	0.005	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
38 塩化物イオン	200mg/l以下	3.2	3	2.9	—	—	概ね月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	—	13.5	—	60	30	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
40 蒸発残留物	500mg/l以下	—	27	—	100	50	3ヶ月1回以上	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	—	<0.02	—	0.04	0.02	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	源の発生する時期	—	○	年1回	1	性状確認のため年1回	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	月1回	—	○	年1回	1	性状確認のため年1回	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	—	<0.002	—	0.004	0.002	3ヶ月1回以上	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
45 フェノール類	0.005mg/l以下	—	<0.0005	—	0.001	0.0005	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
46 有機物(TOC)	3mg/l以下	1.4	1.2	1.0	—	—	概ね月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
47 pH値	5.8~8.6	7.0~7.2	7.1~7.2	7.0~7.2	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
50 色度	5度以下	3	3	2	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査

注1 過去の成績については、令和3年2月までの成績です。

注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。

注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和3年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(金山・下金山地区)

項目名	基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	1/5	1/10	原則 検査頻度	1/5	1/10超過	1/10	検査頻度	年間検査回数	設定理由		
					1年1回頻度可	3年1回頻度可		超過	1/5以下	以下					
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査		
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—		—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	—	<0.0003	—	0.0006	0.0003		—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	—	<0.00005	—	0.0001	0.00005		—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	—	<0.005	<0.002	0.004	0.002		—	—	—	3ヶ月1回	4	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日より法令改正)	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	—	<0.004	—	0.008	0.004		—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	4	法令通り年4回検査	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	—	0.31	—	2	1		—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	—	0.07	—	0.16	0.08		—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
13 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	—	0.04	—	0.2	0.1		—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	—	<0.0002	—	0.0004	0.0002		—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	—	<0.0005	—	0.01	0.005		—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	—	<0.001	—	0.008	0.004		—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	—	<0.001	—	0.004	0.002		3ヶ月 1回以上	—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	<0.0005	—	0.002	0.001			—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	<0.0005	—	0.002	0.001			—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001			—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
21 塩素酸	0.6mg/l以下	0.13	0.12	0.09	—	—			—	—	—	3ヶ月1回	4	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—			—	—	—	3ヶ月1回	4	4	法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.004	0.012	0.006	—	—			—	—	—	3ヶ月1回	4	4	法令通り年4回検査
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.004	0.002	0.004	—	—			—	—	—	3ヶ月1回	4	4	法令通り年4回検査
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—			—	—	—	3ヶ月1回	4	4	法令通り年4回検査
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—			—	—	—	3ヶ月1回	4	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.006	0.015	0.008	—	—			—	—	—	3ヶ月1回	4	4	法令通り年4回検査
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003	0.006	0.004	—	—			—	—	—	3ヶ月1回	4	4	法令通り年4回検査
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002	0.003	0.002	—	—			—	—	—	3ヶ月1回	4	4	法令通り年4回検査
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—			—	—	—	3ヶ月1回	4	4	法令通り年4回検査
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	—	<0.002	—	0.2	0.1	—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	—	<0.01	—	0.04	0.02	—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	—	<0.01	—	0.06	0.03	—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
35 銅及びその化合物	1mg/l以下	—	0.006	—	0.2	0.1	—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	—	6.2	—	40	20	—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	—	<0.001	—	0.01	0.005	—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
38 塩化物イオン	200mg/l以下	7.1	6.6	5.8	—	—	概ね月1回	—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査	
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	—	29.9	—	60	30	3ヶ月 1回以上	—	○	3年1回	—	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
40 蒸発残留物	500mg/l以下	63	54	76	100	50	—	—	—	年1回	1	1	1	1/10超過1/5以下のため年1回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	—	<0.02	—	0.04	0.02	—	—	○	3年1回	—	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	—	—	○	年1回	1	1	1	性状確認のため年1回	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	—	—	○	年1回	1	1	1	性状確認のため年1回	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	—	<0.002	—	0.004	0.002	3ヶ月 1回以上	—	—	○	3年1回	—	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
45 フェノール類	0.005mg/l以下	—	<0.0005	—	0.001	0.0005	—	—	○	3年1回	—	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
46 有機物(TOC)	3mg/l以下	1.2	1.0	1.3	—	—	概ね 月1回	—	—	—	月1回	12	12	12	法令通り毎月検査
47 pH値	5.8~8.6	7.0~7.4	7.1~7.4	7.0~7.3	—	—	—	—	—	—	月1回	12	12	12	法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	月1回	12	12	12	法令通り毎月検査
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	月1回	12	12	12	法令通り毎月検査
50 色度	5度以下	2	1	2	—	—	—	—	—	—	月1回	12	12	12	法令通り毎月検査
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	—	—	—	月1回	12	12	12	法令通り毎月検査

注1 過去の成績については、令和3年2月までの成績です。

注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。

注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和3年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(下金山地区)

項目名	基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	1/5	1/10	原則 検査頻度	1/5	1/10超過	1/10	検査頻度	年間検査回数	設定理由
					1年1回頻度可	3年1回頻度可		超過	1/5以下	以下			
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	—	<0.0003	—	0.0006	0.0003	3 ヶ 月 1 回 以 上	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	—	<0.00005	—	0.0001	0.00005		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	—	<0.005	<0.002	0.004	0.002		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日より法令改正)
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	—	<0.004	—	0.008	0.004		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	—	0.27	—	2	1		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	—	0.06	—	0.16	0.08		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	—	<0.02	—	0.2	0.1		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	—	<0.0002	—	0.0004	0.0002		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	—	<0.0005	—	0.01	0.005		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	—	<0.001	—	0.008	0.004		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	—	<0.001	—	0.004	0.002		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	<0.0005	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	<0.0005	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
21 塩素酸	0.6mg/l以下	0.29	0.10	0.10	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.013	0.022	0.015	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.008	0.007	0.009	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
25 ジブromokロロメタン	0.1mg/l以下	0.001	0.001	0.001	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.016	0.030	0.022	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.007	0.017	0.014	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.003	0.007	0.006	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	—	0.024	—	0.2	0.1	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.02	—	—	○	年1回	1	性状確認のため年1回	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	—	0.02	—	0.06	0.03	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
35 銅及びその化合物	1mg/l以下	—	0.004	—	0.2	0.1	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	—	8.7	—	40	20	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	—	<0.001	—	0.01	0.005	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
38 塩化物イオン	200mg/l以下	8.1	8.2	6.9	—	—	概ね月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	—	25.8	—	60	30	3ヶ 月 1回以上	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
40 蒸発残留物	500mg/l以下	62	69	73	100	50	—	—	○	年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	—	<0.02	—	0.04	0.02	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	藻の発生する時期	—	—	○	年1回	1	性状確認のため年1回
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	月1回	—	—	○	年1回	1	性状確認のため年1回
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	—	<0.002	—	0.004	0.002	3ヶ 月 1回以上	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
45 フェノール類	0.005mg/l以下	—	<0.0005	—	0.001	0.0005	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
46 有機物(TOC)	3mg/l以下	1.1	2.1	1.5	—	—	概 ね 月 1 回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
47 pH値	5.8~8.6	7.2~7.4	7.3~7.4	7.3~7.5	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
50 色度	5度以下	3	5	2	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査

注1 過去の成績については、令和3年2月までの成績です。

注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。

注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和3年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(東鹿越地区)

項目名	基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	1/5		原則 検査頻度	1/5 超過	1/10超過 1/5以下	1/10 以下	検査頻度	年間検査回数	設定理由
					1年1回頻度可	3年1回頻度可							
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	—	<0.0003	—	0.0006	0.0003	3 ヶ 月 1 回 以 上	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	—	<0.00005	—	0.0001	0.00005		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	—	<0.005	<0.002	0.004	0.002		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日より法令改正)
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	—	<0.004	—	0.008	0.004		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	—	0.36	—	2	1		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	—	<0.05	—	0.16	0.08		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	—	<0.02	—	0.2	0.1		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	—	<0.0002	—	0.0004	0.0002		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	—	<0.0005	—	0.01	0.005		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	—	<0.001	—	0.008	0.004		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	—	<0.001	—	0.004	0.002		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	<0.0005	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	<0.0005	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
21 塩素酸	0.6mg/l以下	0.12	0.09	0.09	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.011	0.008	0.009	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.008	0.005	0.005	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
25 ジブromokロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.013	0.01	0.011	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.009	0.005	0.007	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002	0.002	0.002	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	—	0.002	—	0.2	0.1	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.02	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.12	0.04	0.05	0.06	0.03	○	—	—	3ヶ月1回	4	1/5超過のため年4回	
35 銅及びその化合物	1mg/l以下	—	0.003	—	0.2	0.1	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	—	3.0	—	40	20	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	—	0.001	—	0.01	0.005	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
38 塩化物イオン	200mg/l以下	3.5	3.0	5.1	—	—	概ね月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	—	24.3	—	60	30	3ヶ月1回以上	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
40 蒸発残留物	500mg/l以下	—	57	57	100	50	—	○	—	—	年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	—	<0.02	—	0.04	0.02	—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	—	—	○	年1回	1	性状確認のため年1回	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	—	—	○	年1回	1	性状確認のため年1回	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	—	<0.002	—	0.004	0.002	3ヶ月1回以上	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
45 フェノール類	0.005mg/l以下	—	<0.0005	—	0.001	0.0005	—	—	○	3年1回	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
46 有機物(TOC)	3mg/l以下	1.3	1.4	0.8	—	—	概ね月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
47 pH値	5.8~8.6	7.3~7.5	7.4~7.6	7.3~7.6	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
50 色度	5度以下	3	2	1	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査

注1 過去の成績については、令和3年2月までの成績です。

注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。

注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

1日1回行う検査項目	年間検査回数	5月(鉄)	0.05
1 色	365	8月(鉄)	0.04
2 濁り	365		
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365		

令和3年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(かなやま湖畔森林公園地区)

項目名	基準値	平成30年度	令和元年度	令和2年度	1/5	1/10	原則 検査頻度	1/5	1/10超過	1/10	検査頻度	年間検査回数	設定理由	
					1年1回頻度可	3年1回頻度可		超過	1/5以下	以下				
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査	
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—	月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	—	<0.0003	—	0.0006	0.0003	3 ヶ 月 1 回 以 上	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	—	<0.00005	—	0.0001	0.00005		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	—	<0.005	<0.002	0.004	0.002		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日より法令改正)	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	—	<0.004	—	0.008	0.004		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	—	0.12	—	—	2		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	—	<0.05	—	0.16	0.08		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
13 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	—	0.04	—	0.2	0.1		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	—	<0.0002	—	0.0004	0.0002		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	—	<0.0005	—	0.01	0.005		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	—	<0.001	—	0.008	0.004		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	—	<0.001	—	0.004	0.002		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	<0.0005	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	<0.0005	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	—	<0.001	—	0.002	0.001		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
21 塩素酸	0.6mg/l以下	0.08	0.09	0.14	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.004	0.007	0.007	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003	0.004	0.007	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
25 ジブromokロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.006	0.009	0.009	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.002	0.004	0.006	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002	0.002	0.002	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	—	—		—	—	—	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	—	0.003	—	0.2	0.1		—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	—	<0.01	—	0.04	0.02	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	—	0.01	—	0.06	0.03	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
35 銅及びその化合物	1mg/l以下	—	0.002	—	0.2	0.1	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	—	4.2	—	40	20	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	—	<0.001	—	0.01	0.005	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
38 塩化物イオン	200mg/l以下	5.6	5.6	6.0	—	—	概ね月1回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査	
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	36.1	44.3	43.4	60	30	3ヶ 月 1回 以上	—	○	—	年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回	
40 蒸発残留物	500mg/l以下	63	73	76	100	50		—	○	—	年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	—	<0.02	—	0.04	0.02	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	藻の発生時期	—	—	○	年1回	1	性状確認のため年1回	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	月1回	—	—	○	年1回	1	性状確認のため年1回	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	—	<0.002	—	0.004	0.002	3ヶ月	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
45 フェノール類	0.005mg/l以下	—	<0.0005	—	0.001	0.0005	1回以上	—	—	○	3年1回	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
46 有機物(TOC)	3mg/l以下	1	0.9	1.0	—	—	概 ね 月 1 回	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査	
47 pH値	5.8~8.6	7.2~7.5	7.3~7.6	7.2~7.5	—	—		—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—		—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—		—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
50 色度	5度以下	1	<1	<1	—	—		—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	—	—		—	—	—	—	月1回	12	法令通り毎月検査

注1 過去の成績については、令和3年2月までの成績です。

注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。

注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365